

岡山県自家用有償旅客運送事務処理要領

平成28年4月1日施行

令和2年11月27日改正

(趣旨)

第1条 岡山県における自家用有償旅客運送に係る事務の処理については、道路運送法(昭和26年法律第183号)その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事務の処理基準)

第2条 自家用有償旅客運送に係る事務の処理基準については、次の各号に掲げる自家用有償旅客運送の別に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 交通空白地有償運送 交通空白地有償運送の申請に対する処理方針(平成18年9月15日国自旅第142号)

(2) 福祉有償運送 福祉有償運送の申請に対する処理方針(平成18年9月15日国自旅第143号)

(手数料の免除)

第3条 市町村が行う自家用有償旅客運送の登録の申請に係る岡山県県民生活関係手数料徴収条例(平成12年岡山県条例第11号)第2条第3号及び第4号に定める手数料は、免除する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、自家用有償旅客運送に係る事務の処理に関し必要な事項は、知事が定める。